

個別避難計画作成支援事務委託 受託候補者特定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 「個別避難計画作成支援事務委託」の受託候補者をプロポーザル方式により特定する場合の手続き等については、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱（以下「実施要綱」という。）に定めがあるもののほか、この実施要領に定めるものとする。

(実施の公表)

第2条 実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要・基本計画等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案書の内容)

第3条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは、別に定める。

- (1) 業務実績に関する項目
- (2) 提案内容

(評価)

第4条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 業務実績に関する項目
- (2) 実施体制に関する項目
- (3) 提案内容に関する項目
 - ア 業務の理解度
 - イ 業務実施方針
- (4) 事業者の取組に関する項目
- (5) その他

2 プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。

3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。

4 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(プロポーザル評価委員会)

第5条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
- (2) 評価の着目点、評価項目及びそのウエイト並びに評価基準の確認

- (3) 評価の集計及び報告
- (4) ヒアリング
- 2 委員長及び委員を置き、次のとおりとする。
 - 委員長 健康福祉局総務部企画課長
 - 委員 健康福祉局地域福祉保健部福祉保健課長
 - 委員 健康福祉局地域福祉保健部健康推進課担当課長
 - 委員 健康福祉局高齢健康福祉部高齢在宅支援課長
 - 委員 健康福祉局障害福祉保健部障害施策推進課長
 - 委員 総務局危機管理室危機管理部危機管理課長
- 3 委員長に事故等があり欠けたときには、事業担当課の長を除く委員の中から職務の代理人を選定する。
- 4 評価委員会は、委員の5分の4以上の出席がなければ開くことができない。
- 5 委員長は、評価結果を健康福祉局入札参加資格審査・指名業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）に報告するものとする。
- 6 評価委員会の庶務を行うため、健康福祉局地域福祉保健部福祉保健課に事務局を置く。

（評価結果の審査）

第6条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、次の事項について審査する。

- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと。
- (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適切に行われたこと。
- (3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定
- (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
- (5) その他必要な事項

附 則

この要領は、令和5年5月10日から施行する。